資料1

宇治市では、誰もが生き生きと暮らせるまちを総合計画のまちづくりの方向性として掲げ、人権を尊重するまちを目指して取り組んできました。人権教育・啓発推進計画についても、20 年以上にわたり策定・改定を行い、人権施策を進めてきたところです。

今後も、インターネット上での誹謗中傷など社会情勢の変化に伴う新たな課題をはじめ、様々な人権問題の解決に向けては、社会全体で継続的に取り組んでいくことが重要と考えています。

こうした状況を踏まえ、行政・市民・事業者・教育に携わる者が一体となって人権を尊重する意識を次世代へ継承し、将来にわたって人権尊重のまちづくりをさらに推進していく基盤を整えるため、条例を制定することとしました。

（仮称）宇治市人権尊重のまちづくり条例（初案）

＜条例制定の背景・目的＞

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。この理念は、人類普遍の原理です。

宇治市では、人権尊重を市政の重要課題と位置付け、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて様々な取組を進めてきました。

しかしながら、今もなお様々な理由による人権侵害が存在しており、社会情勢の変化による新たな人権問題も課題となっています。

全ての人の人権が尊重される社会を実現するためには、市民一人ひとりが、自分自身も他の人も、生まれながらに人権があることを理解し、人権問題に対して正しい理解を深め、互いの人権を尊重し合うことが不可欠です。

ここに、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進していく決意を表明し、この条例を制定します。

＜基本理念＞

市、市民、事業者及び教育に携わる者は、全ての人が基本的人権を有しており、一人ひとりの人権が相互に尊重されるものであるという認識に立ち、互いに認め合いながら、誰一人取り残されることなく、かけがえのない個人として尊重されるまちの実現に向けて、一体となって取り組むものとします。

＜用語の定義＞

(1)市民…市内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいいます。

(2)事業者…市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

(3)教育に携わる者…市内のあらゆる分野において教育活動を行う者をいいます。

＜市の責務＞

市は、基本理念にのっとり、人権尊重の視点を持ちながら、人権施策を総合的かつ効果的に推進し、人権が尊重されるまちづくりに資するよう取り組むものとします。

（基本的施策）

- 推進計画の策定、変更及び公表
- あらゆる場において、あらゆる人を対象にした人権教育及び人権啓発施策の充実・推進
- 関係機関と連携した、様々な人権問題の解決に向けた対応の実施
- 庁内推進体制の整備
- 懇話会の設置及び運営
- 人権施策の推進

＜市民の責務＞

市民は、基本理念にのっとり、互いに認め合い、人権を尊重するとともに、自らが人権尊重のまちづくりの担い手として、人権意識の高揚に努め、人権が尊重されるまちづくりに資するよう努めるものとします。

（具体的取組の例）

- 市が開催する人権講演会・啓発イベント（ひゅうまんフェスタうじ等）に参加する。
- 地域における人権尊重の取組に積極的に関わる。
- SNS 等を利用する際は、他者の人権を尊重した発信を心がける。　　等

＜事業者の責務＞

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、人権問題の解決に向けた取組を主体的に推進し、人権が尊重されるまちづくりに資するよう努めるものとします。

（具体的取組の例）
- 顧客、利用者等に対して人権尊重の視点に立った対応を行う。
- カスタマーハラスメント防止のための措置を講じる。
- 従業員を対象とした人権研修を実施する。
- 職場におけるハラスメント防止等、人権尊重に向けた取組を推進する。
- 市が実施する人権啓発活動に協力する。　等

＜教育に携わる者の責務＞

教育に携わる者は、基本理念にのっとり、人権意識の高揚に努めるとともに、人権を尊重する意識の醸成に資する人権教育を推進し、人権が尊重されるまちづくりに資するよう努めるものとします。

（具体的取組の例）
- 児童、生徒や学生に対し、人権教育を実施する。
- 教職員や保育士等を対象にした人権研修を実施する。
- 地域の施設において、様々な人権問題をテーマにした講座を開催する。
- 帰国・外国人児童生徒に対する支援を行う。　等

＜推進計画＞

市長は、人権施策を総合的かつ効果的に推進するために推進計画を策定するとともに、推進計画において次に掲げる事項を定めるものとします。

(1) 人権尊重のまちづくりに関する基本的な考え方

(2) 人権施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項

(3) その他人権が尊重されるまちづくりに必要な事項

これらの事項を推進計画に定める又は変更する場合は、懇話会における意見聴取を行うほか、市民等の意見を反映させるための措置を講じ、その後は速やかに公表するものとします。

（具体的取組の例）
- 宇治市人権教育・啓発推進計画の策定及び策定にあたってのパブリックコメントの実施。　等

＜人権施策の推進＞

市は、推進計画に基づき、市民、事業者及び教育に携わる者の人権意識の高揚を図るため、学校、地域、家庭、職場その他のあらゆる場において、人権教育及び人権啓発を充実・推進します。

様々な人権問題に関する相談に的確に応じ、その解決に向けた支援を行うため、必要な相談体制等の充実に努めるものとします。

人権問題に対し、その解決に向けて必要な対応を行うものとします。

これらの施策の推進に当たっては、市民や関係団体等と連携・協働して取り組むものとします。

（具体的取組の例）

- 市政だより・市ホームページ・SNS・コミュニティ放送等のメディアを通じた人権啓発の実施。
- 「人権強化月間」（8 月）・「人権週間」（12 月）を中心とした講演会・啓発イベント（平和☆ひゅうまん夏フェスタ、ひゅうまんフェスタうじ等）の開催。
- 市民が身近な人権問題を学ぶ連続講座（身近に感じる人権講座）の開催。
- 人権啓発パネル・ポスター・視聴覚教材等の整備及び貸出。
- 人権擁護委員と連携した人権相談の実施及び啓発活動の支援。
- 職員を対象とした階層別人権研修及び庁内人権通信講座「人権ゼミ」の実施。
- 教職員の人権意識の向上を図る研修の実施。
- 乳幼児期及び小・中学校における人権教育の実施。
- インターネット上の人権侵害に対するマナー・モラル向上のための啓発推進。
- 高齢者、障害者、子ども等への包括的支援体制の構築に向けた関係機関との連携。
- 人権相談に際し、関係機関と連携し、適切な担当窓口への接続。
- 法務省「人権の花運動」の実施
- 「京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会」への参加　等

＜推進体制の整備＞

市は、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の推進体制を整備するものとします。

（具体的取組の例）

- 宇治市人権教育・啓発推進本部の設置・運営　等

＜懇話会＞

市長は、人権施策の推進に関する必要な事項について専門的な見地から意見を聴くため、懇話会を開催することとします。